

第2章 朝霞市の公共交通ネットワーク

I 公共交通ネットワーク

(1) 鉄道

市内では、北西部から南東部にかけて東武東上線が、またそれに市内北西部で交差する形でJR武蔵野線が市域の東西に延びる形で鉄道が走っており、東武東上線では朝霞駅、朝霞台駅、JR武蔵野線では北朝霞駅と3つの駅が存在している。東武東上線は、東京メトロ有楽町線、副都心線、東急東横線及び横浜高速みなとみらい線との相互直通運転を行っており、東京都心のみならず、横浜方面へのアクセスも容易になっている。

(2) 路線バス

市内では、西武バス、国際興業バス、東武バスウエストの3事業者が運行しており、市内の鉄道駅と近隣市の駅を結ぶルートを運行している。往復100本以上（1時間に3本程度以上）運行する路線バスや、鉄道の補完機能を有している路線バスもある。

(3) 市内循環バス（わくわく号）

市内循環バスは、平成6(1994)年より、県内初の試みとして、朝霞市健康増進センターわくわくどーむへの連絡を目的に2路線で運行を開始した。その後、「朝霞市内循環バス運行見直し方針」を策定し、適宜運行計画の変更を行った。

令和6(2024)年4月には、バスの運転手不足から、内間木線のバス車両による運行が困難になり、ワゴン車による運行に切り替えている。

(4) タクシー

本市では、タクシー事業者5社が朝霞駅、朝霞台駅および北朝霞駅の駅前広場をタクシープールとして活用し運行している。タクシーは、個々の利用者ニーズに合わせたドア・ツー・ドアの面的なサービスを提供する輸送機関としての特徴がある。

なお、埼玉県県南西部交通圏（朝霞市、川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村）における法人タクシーの利用者数は減少傾向となっている。

表2 本市で運行するタクシー事業者一覧

事業者名	営業所所在地	駅前広場占用台数 (令和7年4月時点)
昭和交通株式会社	朝霞市本町二丁目21番38号	88台
朝霞交通有限会社	朝霞市宮戸二丁目1番10号	20台
有限会社志木合同タクシー	朝霞市朝志ヶ丘一丁目5番	15台
大和タクシー有限会社	和光市新倉七丁目4番55号	8台
三和富士交通株式会社	入間郡三芳町上富1077-1	6台

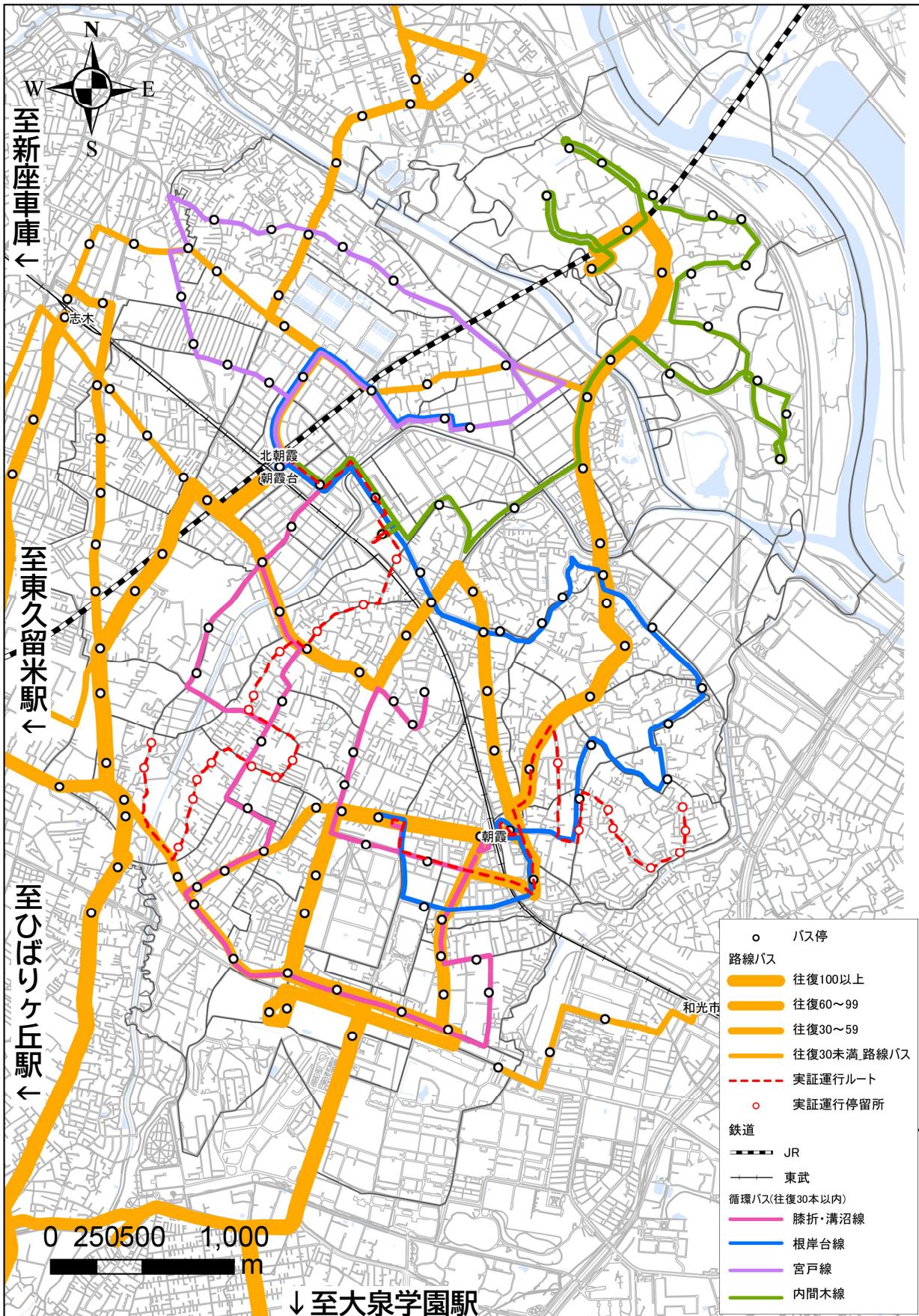


図3 市内を運行するバスネットワーク図（令和8年4月）
※令和7年11月時点でのバス路線の廃止予定を加味している

(5) 福祉送迎バス

市の施設のうち、浜崎及び溝沼老人福祉センターでは、送迎バスにより市内の北側と南側の2ルートの運行を曜日によって分担し、それぞれ午前と午後に1便、利用者送迎のため、無料で運行している。

また、総合福祉センター内のはあとぴあ福祉作業所では、送迎バスにより9ルートを、障害者ふれあいセンター内のあさか福祉作業所では、送迎バスにより4ルートを、それぞれ午前と午後に1便、利用者送迎のため、無料で運行している。

(6) 福祉有償運送

福祉有償運送は、一人で公共交通機関を利用することが困難である高齢者・障害者等に、必要に応じて自家用自動車による個別輸送サービスを提供する役割を担っている。本市においては、主にNPO法人により、福祉有償運送が実施されている。

〈福祉有償運送を利用できる方の条件〉

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害を有する方
- ・要介護認定、要支援認定を受けている方

福祉有償運送を利用するためには、福祉有償運送を行う団体へ会員として登録が必要となる。

表3 市内で登録のある団体（令和7年4月時点）

名称	区域
特定非営利活動法人 ユウケア	朝霞市、新座市、志木市
NPO 法人なかよしねっと	朝霞市、新座市、志木市、和光市

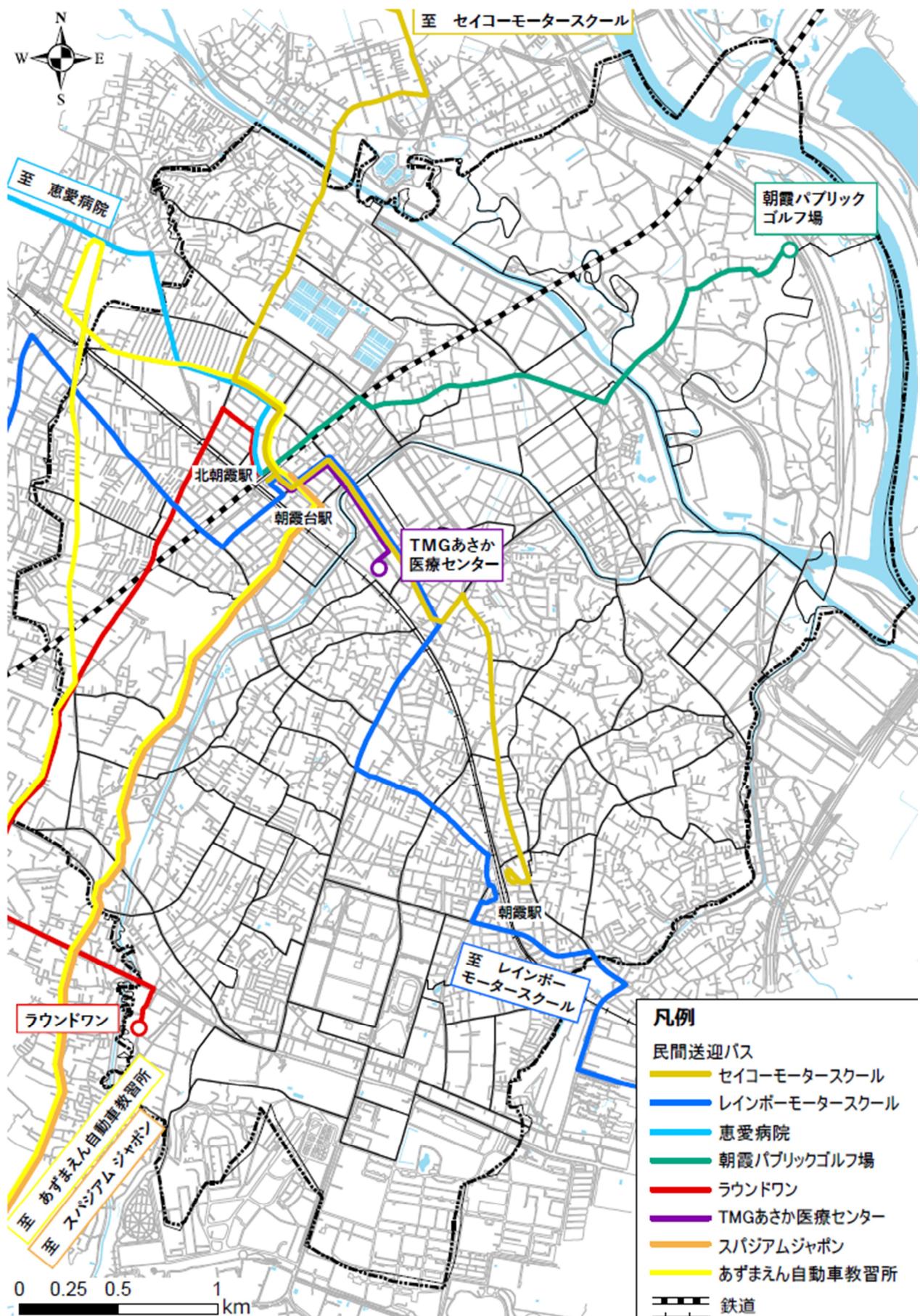
福祉有償運送の実施に当たっては、福祉有償運送運営協議会による協議を経て、道路運送法第79条により埼玉県知事の登録を受ける必要がある。

(7) 民間送迎バス

市内には、令和7(2020)年10月時点で、鉄道駅と主に医療施設や遊戯施設、自動車学校等を結ぶ民間の送迎バスが運行している。(ルートは8頁図4を参照)

表4 市内を運行する主な民間送迎バスの一覧

施設種別	事業者名	路線本数（本/日）	
		平日	休日・祝日
医療施設	TMG あさか医療センター	45	42
	恵愛病院	14	—
遊戯施設	ラウンドワン	9	15
	朝霞パブリックゴルフ場	5	5
温浴施設	スパジアムジャポン	11	20
自動車学校	レインボーモータースクール	11	9
	セイコーモータースクール	11	11
	あずまえん自動車教習所	11	11



(※駅から目的地までのルートは一部想定を含む)

図 4 民間送迎バスのルート

(8) シェアサイクル

本市では、環境と人にやさしい交通ネットワークの形成に向け、OpenStreet 株式会社、シナネンモビリティ PLUS 株式会社と共に、シェアサイクルの実証実験を平成 31(2019)年 1月から実施した後、令和 6(2024)年 4月からは本格実施に移行している。

現在、市内には、公共施設やコンビニエンスストアなどの施設に、令和 7(2025)年 10月時点で計 149 箇所のサイクルポートが設置されており、手軽な移動手段として認知されてきている。

国においても、自転車活用推進計画を策定後、シェアサイクルの在り方検討委員会を設置し、シェアサイクルを公共交通を補完するものとして位置付け、地域公共交通計画等との連携を図ることと提言しており、本市においても、市民ニーズやポートの配置状況などを勘案し、更なるポートの設置に努めている。



図 5 北朝霞駅前広場シェアサイクルポート

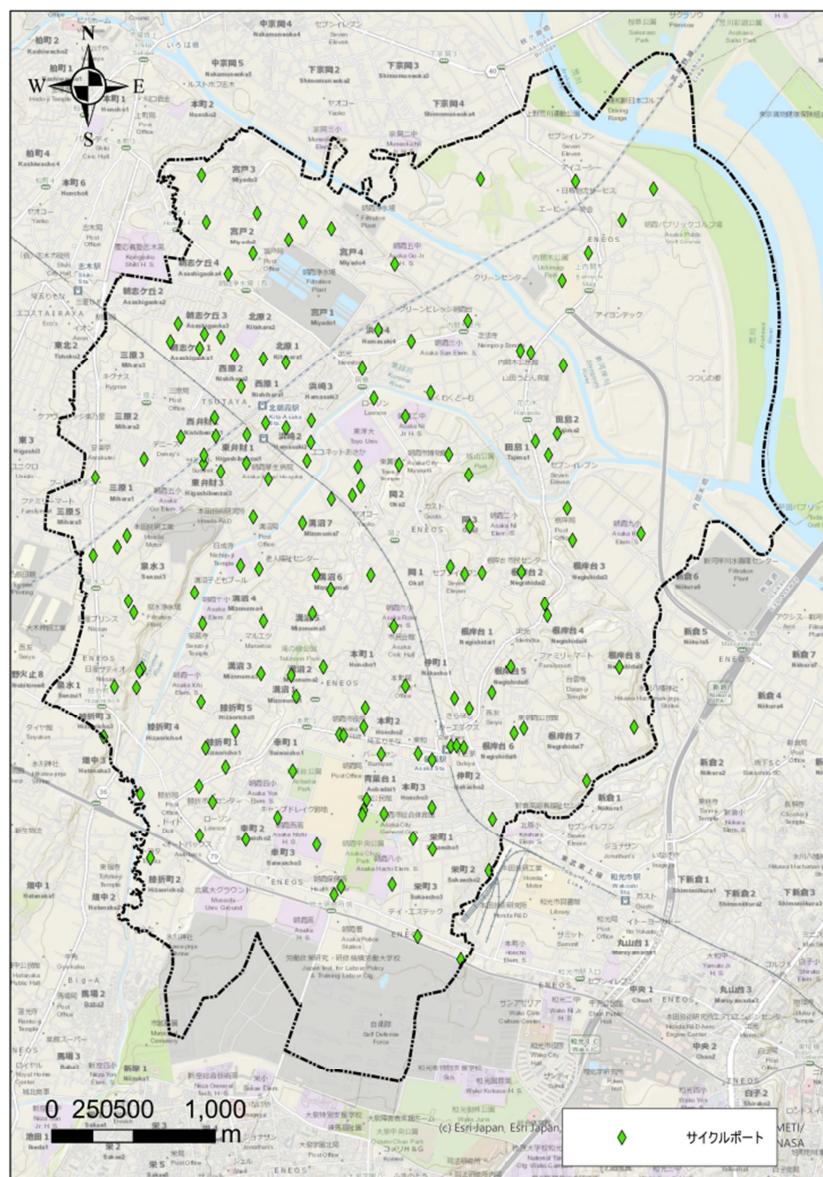


図 6 市内のシェアサイクルポート設置箇所（令和 7 年 10 月時点）

2 公共交通空白地帯

(1) 現況の公共交通空白地帯

本市では、広範囲にわたり路線バス及び市内循環バスの路線が行き渡っており、鉄道駅やバス停から徒歩圏内（駅から半径300m、バス停から半径300m）の人口カバー率は約94.1%となっているが、一部、鉄道駅やバス停の徒歩圏外の公共交通空白地区がみられる。公共交通空白地区的面積は約116ha（メッシュ人口が0の面積は除く）で、本市の面積（約1,834ha）の約6.3%にあたる。比較的人口がまとまっている2地区（根岸台7丁目、膝折町4丁目）については先行検討地区と位置づけている。

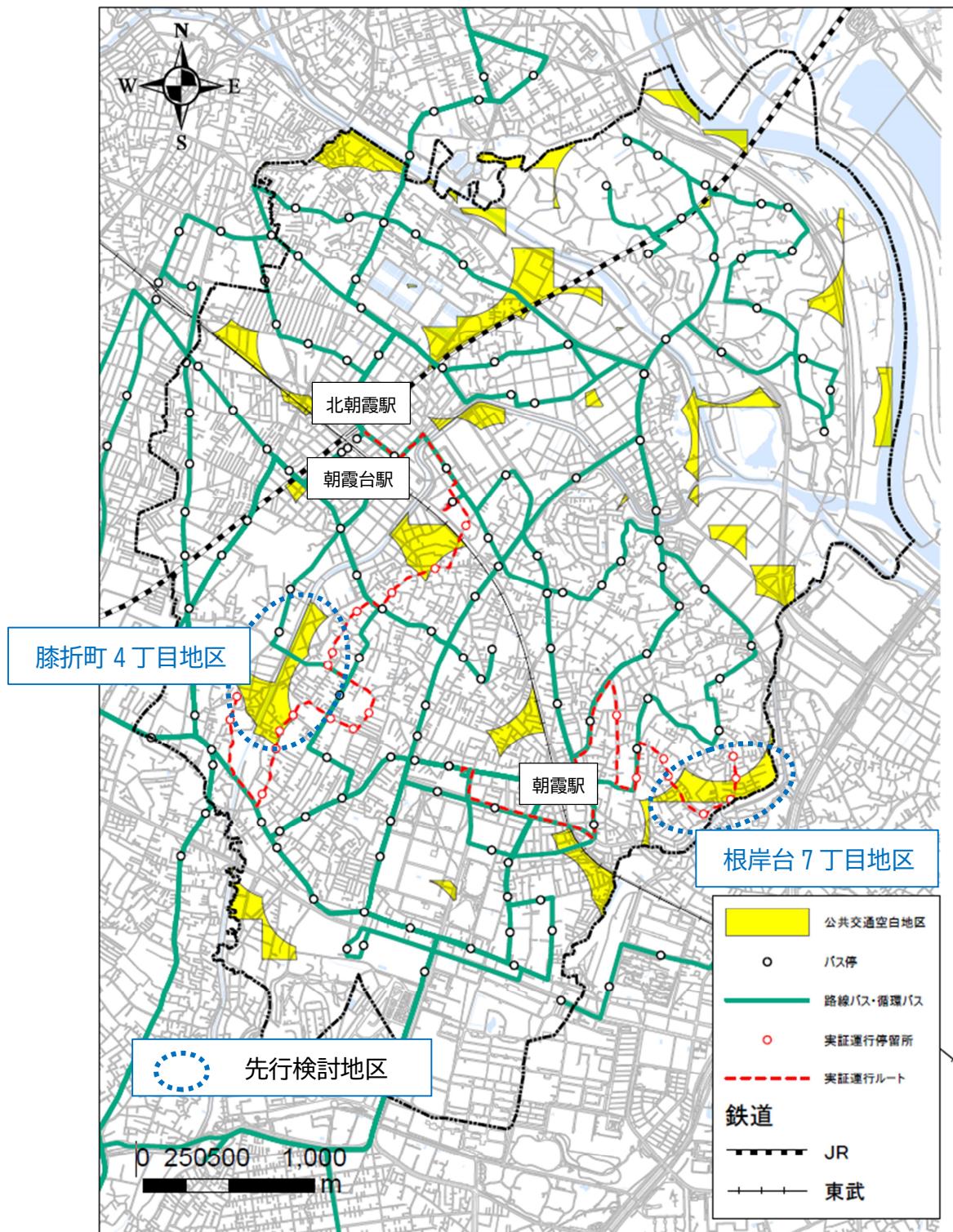


図7 公共交通空白地区（令和8年4月）
※令和7年11月時点でのバス路線の廃止予定を加味している

(2) 先行検討地区における公共交通空白地帯の改善に向けた実証運行(わくわくワゴン)

公共交通空白地区の解消に向け、地元町内会・自治会によって構成された地域組織が主体となり、令和6(2024)年12月2日より、先行検討地区である根岸台7丁目地区(「ねぎし号」)、膝折町4丁目地区(「ひざおり号」)において、道路運送法第21条による実証運行を行っている。



図 8 「わくわくワゴン」車両